

令和5年度

随時監査結果報告書

門真市監査委員

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項による随時監査

2 監査の対象事業及び担当課

対象事業	担当課
広報関連事業	魅力発信課
ふるさと納税推進事業	
市制施行60周年記念ロゴマーク制作事業（市制60周年）	
L I N E公式アカウント情報配信サービス事業（新型コロナ対策）	I C T推進課 魅力発信課
I C T環境整備事業	I C T推進課
電子入札システム運用事業	総務課
公衆無線L A N環境整備事業	危機管理課
公民連携子どもの居場所事業（子どもL O B B Y）	こども政策課
公立園最適化検討事業	
放課後児童クラブ運営事業	子育て支援課
子ども・子育てサービス利用者支援事業	保育幼稚園課
市営住宅維持管理事業	都市政策課
自転車対策事業	地域整備課
地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助事業	
乗合タクシー社会実験運行事業	
延焼遮断帯整備促進事業	道路公園課
公園防犯カメラ設置事業	
パークイノベーション計画策定事業	
雨水貯留浸透施設設置指導事業	建築指導課
危険家屋等対策事業	
ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業	環境政策課
クリーンセンター施設棟運転維持管理事業	クリーンセンター施設課
水道管布設及び布設替事業	工務課
小学校施設整備事業	教育総務課
中学校施設整備事業	
教育のI C T環境整備事業	教育企画課 I C T推進課
奨学金事業	学校教育課
学力調査推進事業	
子ども悩み相談サポート事業	
期日前投票所の増設事業	選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

監査にあたっては、令和4年度の決算附属書類に掲載されている門真市第6次総合計画における施策評価対象事業から一部の事業を選定し、対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続から生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

4 監査の主な実施内容

監査は、門真市監査基準に基づき実施した。

また、提出された関係資料の点検や担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

5 監査の実施方法及び期間

実施方法 書面監査

実施期間 令和5年12月14日から令和6年2月29日まで

6 各課への質問及び意見

[魅力発信課]

問1 広報かどまに掲載したテニスレッスンの広告に、学生向けのレッスン代として「1ヶ月平均約8千円がたったの2,000円(税込2,200円)最大80%OFF」と記載されているが、最大の割引率である80%で計算すると1,600円となり、割引率に差異がある。

同広告は、門真市広告掲載基準第6条第1項第3号アの「誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤解を招くおそれのある表現を用いた広告」に該当するおそれがあるが、掲載を許可した根拠及び審査経過は。

答 最大80%OFFについては、大学生等は成人クラスに入会し通常約10,000円/月が2,000円となる例があり、掲載を決定した。審査経過としては、委託業者で内容確認した後、魅力発信課で審査し、掲載決定している。今後についても、誤解を招くおそれのある表現がないかを審査において慎重に確認していく。

<意見>

広報やホームページは、市民にとって市の情報を得る大切なツールであり、誤解を招くおそれのある広告の掲載は、市全体の不信感につながりかねないことから、

広告審査については、細心の注意を払われたい。

〔ICT推進課〕

問1 契約関係起案に添付することとなっているチェックリストについては、事業担当課の起案者以外がチェックした後、総務課に合議することとなっている。しかし、12件の契約関係起案において、起案者以外の者のチェックが全くなされていないチェックリストが見受けられたが、課内におけるチェック体制はどのようになっているか。

答 契約関係起案については、決裁の過程において、起案者以外の者が起案文書記載内容をはじめ、必要な添付書類、契約書記載内容等の確認をチェックリストに基づき行うこととしているが、記入漏れに対する指摘を踏まえ、改めて契約関係起案におけるチェックリストの活用を徹底するとともに、適切な事務執行に努めていく。

＜意見＞

意見なし。

〔総務課〕

問1-1 大阪地域市町村共同利用電子入札システムマルチブラウザ対応業務の随意契約の見積起案に添付されている予定価格調書に日付の記入がなく、予定価格決定者である総務課長の署名・捺印もないが、問題ないか。

答 指摘のとおり記入漏れであり、不注意によるものであったと反省しており、今後、署名・捺印の漏れがないよう適正な事務執行に努めていく。

当該随意契約については、予定価格が設定されていなかったと捉えられかねないことであると認識しているが、このことが法令及び本市の例規に違反するものではなく、また、当該随意契約の見積起案は適正に決裁がされており、当該随意契約についても予算の範囲において適正に締結されている。

問1-2 総務課作成の令和4年度門真市契約締結事務のガイドライン（実務編）において、随意契約の見積依頼の起案をする際は、チェックリスト5を添付することとなっているが、確認した業務の起案にはチェックリスト5は添付されていなかった。

また、同ガイドラインにおいて、契約締結起案をする際は、予定価格調書の写し等を添付した上で、チェックリスト7で確認することとなっているが、確認した業務の契約締結起案には予定価格調書の写しの添付がなく、チェックリスト7も添付されていないため、決裁時に添付漏れがないかの確認がなされていない。

市の契約事務を所管する総務課においても、同ガイドラインに則った対応を行う必要があると考えるが、見解は。

答 当課においては、当課以外の所属の契約に関する起案のチェックを行うこと（合議）を担当しているが、当該合議の際に、先んじて事業担当課におけるチェック（起案者以外によるチェック）を求めていることから、チェックリストを使用し、チェックを行うこと及びそのことを確認するためにチェックリストを起案に添付することを事業担当課に依頼している。

今後は、当課においてもチェックリストを使用し、起案に添付することでミスの防止に努めていく。また、契約締結起案における予定価格調書の写しの添付漏れについては、不注意によるものであったと反省しており、今後添付漏れがないよう適正な事務執行に努めていく。

<意見>

市の文書管理事務を所管する総務課として、今回の事務文書の不適切な取り扱いについては、市全体の適正な事務文書の取り扱いに影響を及ぼすおそれのある事象であることを重く受け止め、今後同様の事象が起らないよう適正な事務執行に努められたい。

また、契約締結事務のガイドラインに規定されているチェックリストの運用方法、契約起案等のチェック体制の見直しを含めて検討されたい。

[こども政策課]

問1 門真市子どもの未来応援プログラム事業に係る公募型プロポーザル参加事業者の募集起案については、総務課の合議を経て施行されているが、通知起案文書チェックリスト(随契)に総務課契約グループのチェックが一つもなされていない。総務課の合議及び同チェックリストにおける指示の有無を確認してから施行すべきと考えるが、見解は。

答 総務課契約グループからの修正や助言について、該当箇所に直接指示がされていた事項には対応していたものの、チェックリストにチェック・指示がされているかについては確認が不十分であった。今後は確認漏れがないよう、適切に対応していく。

<意見>

契約締結事務のガイドラインについては、適正な事務執行のために活用すべきものであり、チェック漏れがないよう確認に努められたい。

[都市政策課]

問1 千石西町住宅委託の文書ファイルに保管してある門真住宅用地測量業務委託については、事業者の指名及び見積依頼についての起案は保管されていたが、見積依頼の結果報告、契約の締結起案、契約書等が見受けられなかった。事業者から委託業務完了届が令和5年3月31日付けで提出されているため、それらを当該ファイルに保管すべきものと思われるが、当該起案、契約書等は作成しているか。

答 見積依頼の結果報告、契約の締結起案及び契約書については、決裁済みであったが、ファイルに保管ができていなかった。

<意見>

文書の管理方法については、門真市文書管理規程第40条において「文書は、必要に応じ、誰でも容易に利用できるよう系統的に分類し、整理し、及び保管しなければならない。」と規定されていることから、文書の適正な保管に努められたい。

問2-1 門真市営住宅条例施行規則第16条の規定により、入居者が死亡し、その同居人が入居者の地位を承継して引き続き居住しようとするときは、承継承認申請書を提出し、市の承認を受けなければならないこととなっているが、現行の手続においては、市の入居承認を受けたことを示す請書も同時に提出させている。

請書は、門真市営住宅条例第10条第2項に規定されているように、入居承認を受けた者が提出するものだが、地位承継に同項の準用規定がない中で、既に入居し地位承継を受ける同居人についても提出させている根拠は。

答 指摘のとおり門真市営住宅条例施行規則に規定はないが、様式第16号において請書の添付をすることとされているため、提出をしてもらっていた。根拠なく請書を提出させるのは望ましくないため、様式の変更を含め検討していく。

問2-2 市の地位承継の承認日が4月27日で、市の入居承認を受けたことを示す請書が4月10日に提出されており、市の承認よりも前に請書を提出させているが、この事務処理の時系列に問題はないか。

【答】 市営住宅承継承認申請書の提出の際に、便宜上同時に請書と誓約書の提出をしてもらっていた。指摘のとおり入居承認を受けたことを示す請書を、市の承認よりも前に提出させることは望ましくはないため、様式の変更を含め検討していく。

【問 2-3】 入居時や地位承継を行う際は、賃貸借契約書を交わしているか。

【答】 市が入居の承認を与えた後、入居の承認を受けた者は請書を提出することで、入居手続きを行うので、賃貸借契約は交わしていない。

【問 2-4】 4月27日に地位承継の承認について起案し、その施行日を5月17日としているが、通知文の写しを確認したところ、通知日は4月27日となっており、施行日と通知日が一致していない。他の起案についても同様の事例が多々見受けられたが、施行日と通知日の考え方は。

【答】 指摘のとおり令和4年度当初は、市営住宅管理センターから送付のあった日を收受日及び通知日としていたが、時系列が誤っていたため、現在では、市営住宅管理センターから送付のあった日を收受日、施行日を通知日に変更している。

【問 2-5】 市営住宅承継承認申請書の注意書に記載されている市営住宅入居申込書が起案に添付されていないが、問題はないか。

また、同申込書のみならず、請書や同意書が未添付の起案も見受けられたが、事務処理方法を統一しているか。

【答】 市営住宅承継承認申請書の提出の際に、市営住宅入居申込書を提出してもらっていなかった。現在の運用は望ましくないため、様式の変更を含め検討していく。

請書や同意書の未添付については、指摘のとおり事務処理方法が統一されていなかった。請書については、問2-1及び問2-2でも回答したとおり、現在の運用は望ましくないため、様式の変更を含め検討していく。

同意書については、存命の人には、地位承継する理由を記載し提出してもらおうが、名義人が死亡した場合は、戸籍謄本など死亡したことがわかる書類を提出してもらおうため同意書の提出は不要となる。

<意見>

適正な事務執行に努められたい。

問3-1 令和5年1月16日時点での市営住宅家賃滞納件数は138件、滞納額は約1,600万円あり、警告書、招致状及び督促状を送付しているが、令和5年1月から3月までの間で納付誓約を交わしたのは1件しか確認できず、保証人への連絡等を行った形跡もない。

令和元年度の定期監査においては、3か月分の家賃を滞納した場合、保証人へ連絡する運用とする旨の答弁をしているが、保証人への連絡及び請求は行っているか。

答 令和2年4月1日施行の門真市営住宅条例の一部を改正する条例により、保証人は求めないこととし、入居時に緊急連絡先の確認をしている。

滞納に関しては、緊急連絡先への連絡は行っておらず、入居者に対して連絡をしている。滞納している入居者への連絡は、市営住宅管理センターから3か月以上の滞納者に対して、市に相談するよう催促の電話をしている。

問3-2 令和4年度における保証人への連絡件数、請求件数及び徴収金額は。

答 問3-1で回答したとおり、保証人には連絡をしていない。入居者には滞納月数に応じて、督促状(346件)、招致状(88件)、警告書(95件)を送付しており、令和4年度に徴収した金額は3,483,484円である。

問3-3 入居が長期間にわたる場合、保証人の死亡等によって保証人を変更しなければならないケースも考えられるが、定期的に保証人の情報を確認しているか。

答 問3-1で回答したとおり、現在は保証人を求めておらず、緊急連絡先の記載に変更している。緊急連絡先については、毎年、収入申告書の裏面に記入してもらっている。

問3-4 公営住宅法第32条の規定により、家賃を3か月以上滞納した場合は明け渡し請求ができることとなっている。数十か月以上の家賃を滞納しているケースも見受けられたが、高額滞納者や長期滞納者に対しては文書の送付以外の措置をとっているか。

答 高額滞納者や長期滞納者については、個別に電話連絡や家庭訪問を通じて、納付の催促をしている。

問3-5 生活保護受給者である入居者が市営住宅の家賃を滞納していた場合、福祉事務所による代理納付や窓口での徴収など、改善に向けた取組を実施しているか。

答 生活保護受給者において市営住宅の入居者である場合、代理納付を極力活用するよう、保護課長宛に依頼文を発出する予定である。

<意見>

令和元年度に実施した定期監査における指摘に対して、市営住宅管理センターから3か月以上の滞納者に対して電話連絡を行っているとの回答であるが、過去3か年度（令和2年度から令和4年度まで）の収納率については、向上していない状況である。

滞納者への早期完納に向けたアプローチを継続するとともに、新たな未納額発生抑制に努められたい。

また、滞納の長期化を防ぐためにも、関係機関との連携に努められたい。

[環境政策課]

問1 ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業でリターナブル食器を購入し、イベントなどで使用しているが、その耐久年数は。
また、来年度以降の同事業の推進計画等は。

答 耐久年数について、販売元に確認したところ、「公式には定めていない」との回答であった。

来年度以降の推進計画等については、今年度までの取組を継続するとともに、イベント等での啓発活動の実施や小学4年生を対象としたクリーンセンターへの社会科見学時に、本事業への参加企業に講義を実施してもらう予定で調整を行っている。

<意見>

ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業は、海洋ごみの回収や発生抑制対策等に対して実効性のある持続可能な取り組みであり、自治体と企業等が連携し、企業の持つ先進的な技術や創意工夫を活かして取り組まれている事業であることから、今後のさらなる推進に期待する。

[クリーンセンター施設課]

問1 門真市契約締結事務のガイドラインにおいて、契約金額が30万円を超えないときは契約書の作成を省略することができ、請書で契約できるとされている。

しかし、雑排水管等清掃業務委託契約の委託料は30万円を超えているにもかかわらず請書で契約しているが、どのような理由により請書で対応したのか。

また、委託業務完了届については、報告日や完了日が空白のまま収受しているが、正式な書類なのか。

答 当該業務委託については、道路公園課が随意契約（単価契約）により締結する契約書に基づき実施している。そのため、当該業務委託について、当該契約をもって請書での対応としている。

委託業務完了届については、完了写真の付属書類とともに提出を受けたが、報告日及び完了日が未記載であったため、再提出の旨の指示をすべきところ漏れていた。今後は、適正な事務執行に努めていく。

なお、当該委託については、令和5年1月18日に現地確認も行い、適切に執行されていたことを確認している。

<意見>

適正な事務執行に努められたい。

問2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2第7項においては、派遣可能期間に抵触する最初の日を通知しなければならないとされている。

不燃危険物選別派遣契約における派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知において、抵触日を令和7年5月1日としているが、どのような理由でその日を抵触日としたのか。

答 当該抵触日については、令和3年5月6日付け総務課事務連絡「労働者派遣契約に係る抵触日の延長について」において、事業所単位の派遣可能期間の制限として、当該抵触日を令和7年5月1日と定めているためである。

<意見>

意見なし。

問3 公害測定分析業務委託契約書の業務仕様書の3. 提出書類において、各書類の提出を求めている。そのうち、測定結果等の報告書は別フォルダで格納されていたものの、(4)MLAP認定証の写し等は確認できなかったが、どこに保管しているか。

答 MLAP認定証の写し等の提出については、業務委託契約書に契約後すみやかに提出する旨の記載があるものの、入札資格要件の適否を決定する際に提出を求めていたため、契約締結後の提出を省略していた。今後は、適正な事務執行に努めていく。

<意見>

意見なし。

[教育企画課]

問1-1 門真市立小中学校の人事異動に伴う端末の移設・再設定及びLAN配線等作業の随意契約の見積依頼の起案書に、随意契約理由は「別紙理由書のとおり」と記載があるが、理由書が添付されていない。決裁時には、どのようにして随意契約理由を確認したのか。

答 随意契約の理由書については、見積依頼書のその他の書類と同じファイルになっているため、内容はデータにて確認している。添付書類の確認に気を付けて決裁していく。

問1-2 確認した起案は、総務課の合議を経て施行されているが、添付されている通知起案文書チェックリスト(随契)に総務課のチェックマークが一つも記入されていない。施行前にチェックリストを見て、起案の不備の有無を確認してから施行すべきではないかと考えるが、本件に対する見解は。

答 一義的に担当課では起案時にチェックをするもので、総務課においては事前確認手段としてチェックシートを活用して合議しているものとする。

正しく合議行為が終了したのちに、起案の不備の確認という行程は認識していなかったが、施行前にチェックリストを再度確認すべきという理解が不足していたということで、今後は合議後にチェックする項目として実践していく。

<意見>

意見なし。

[学校教育課]

問1 門真市学習到達度調査のファイル内にある起案17件中全てにおいて、起案書に施行日は記入されているものの、添付されている通知文等には日付が全く記入されていない。そのため、実際の施行日がいつなのかがわからない状態となっているが、施行日と通知日の考え方と事務処理上の取り扱いはどうなっているか。
また、他ファイルの通知文、依頼文等における施行日と通知日は一致しているか。

答 施行日と通知日の考え方については、一致すべきものと考えている。
事務処理上の取り扱いについては、今回記入漏れがあったことを踏まえ、今後このようなことがないようにグループ内で確認した。
なお、他ファイルについては、施行日と通知日は一致している。

<意見>

課内で事務処理の運用について、再度文書処理の適切な取り扱いの検討や情報共有など、適正な事務執行に努められたい。

[選挙管理委員会事務局]

問1 期日前投票所の増設事業については、令和4年の参議院議員通常選挙より実施しているが、本事業の実施目的、同期日前投票所における投票者数及び今後の継続の可否は。

答 本事業は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、投票管理者及び投票立会人の安心安全な投票所運営並びに選挙人の感染予防及び投票機会の拡充を図ることを目的として事業を開始した。

また、国においても人の往来の多い場所への積極的な期日前投票所の設置を促す通知もあり、選挙執行経費とは別に特別交付税措置が取られ、財政的な支援もあり、可能な限り事業実施を行うこととした。

令和4年7月執行の参議院議員通常選挙におけるイオン古川橋駅前店期日前投票所（以下「イオン投票所」という。）の投票者数は2,021人となっている。

同選挙における全期日前投票所（市役所・南部市民センター・イオン投票所）の3か所の投票者数の合計は16,124人となっており、市役所7,134人、南部市民センター6,969人と比べ少ないように見えるが、他の期日前投票所が17日間実施した一

方、イオン投票所は6日間と開設期間が短かったこともあり、単純比較することは難しいものとする。

ただ、新たに設置した場所であるため、他の期日前投票所と比べ認知度が低く、周知啓発の必要性を改めて認識した。

今後の継続の可否については、開設目的の一つであった感染予防の視点について、期日前投票所を複数設置することで選挙人を分散し密を避けることに一定の効果があり、安心安全な投票所運営に寄与した。

令和5年5月に同感染症は5類に移行されたが、府内でも投票率の低い本市としては、選挙人の投票機会の拡充・充実のため、より多くの選挙人の方々に投票してもらえるよう、場所や時間等の再検討を行い、継続的に設置できる場所の確保に向け、庁内関係部局と連携・調整を図っていきたいと考えている。

<意見>

本事業の継続については、実施場所や開設時間などを検証した上で選挙人の投票機会の拡充・充実に繋がる場所で開設するとともに、選挙人への周知啓発にも努められたい。

7 監査の結果（総括）

監査の結果、監査対象となった事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、鉛筆等を使用し決裁日や施行日を記入したもの、予定価格調書の日付及び署名捺印の漏れ、保管すべき文書が異なる年度に保管されているなど、一定の改善や修正を要する事項が見受けられた。

事務運用についても、条例、規則等の規定と異なる運用していた事案や門真市契約締結事務のガイドラインの指示が履行されていない事案も見受けられ、運用改善を含めた検討をするとともに、本監査で付した意見を踏まえ、適正な事務執行及び文書管理並びに持続可能で効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け取り組まれたい。